

災害時における新庄市と山形県生活協同組合連合会との

応急生活物資供給等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 新庄市（以下「甲」という。）と山形県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資の調達、安定供給及び医療・保健活動等の協力に関する事項について協定を締結する。

(応急生活物資供給の協力要請)

第2条 甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の優先供給及び運搬に協力するものとする。

(応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は乙と協議の上、別表以外の品目を指定できるものとする。

(応急生活物資供給の要請手続き等)

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、電話等により実施し、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲及び乙は、甲及び乙間又は乙及び会員生協間の連絡体制、連絡方法及び連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(対価及び費用)

第6条 第3条の規定により、会員生協が供給した商品の対価及び会員生協が行なった運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、会員生協が提出する出荷確認書等に基づき、災害直前時における適正価格を基準とし、甲、乙が協議の上決定するものとする。

(医療・保健活動の確保)

第7条 災害時の救急医療活動その他医療・保健活動を円滑に行うため、甲は医療関係機関との連携のもとに、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い乙はそれを受けて会員生協に対し必要な指導を行うものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙及び会員生協は、甲以外を事業区域とする生協との間で連携を強化し、生協間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要

な協力を行うものとする。

(情報の収集・提供)

第9条 甲は、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、被災地域及び被災者並びに生活物資の供給状況等の情報交換を行なうものとする。

3 甲及び乙は、災害時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して市民に対して、迅速かつ適切な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究とともに情報交換を行い、災害に備えるものとする。

(ボランティア活動への支援)

第10条 乙は、災害時に会員生協が行う生活物資の配布等の市民のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

(連絡会議の設置)

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

(期限)

第12条 この協定の有効期限は、平成14年4月11日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、両者いずれからも何等の申し出がないときは、さらに3年間自動的に延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

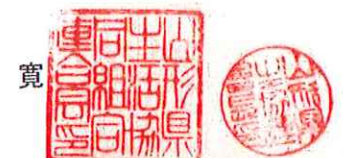
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年4月11日

甲 新庄市長 高橋 榮一郎



乙 山形県生活協同組合連合会
会長 理事 伊藤 寛



共立社新庄生協地域理事会
議長 滝沢 忠勝



別表 災害時応急生活物資

飲食料品等	水・飲料、パン類、弁当類、レトルト食品(主食・おかず)、缶詰(イージーオープン)、果物(バナナ等) インスタントラーメン、米、調味料(塩・醤油・味噌)、粉ミルク、嗜好品(緑茶・紅茶・コーヒー)
被服等	下着、靴下、タオル、軍手、靴
寝具等	布団、枕、毛布、タオルケット
衛生用品等	濡れティッシュ、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、紙おむつ、マスク、洗濯・洗面・洗髪用品、生理用品、蚊取り線香、殺虫剤
調理・食器等	卓上ガスコンロ、鍋、紙製食器、割り箸
その他	懐中電灯、ポリタンク、バケツ、灯油、電池、ビニルシート、ゴザ、ローソク、使い捨てカイロ、ガムテープ、文具